

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 大城真孝議員、2番 新垣善之議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 玉城 勇君 日程第2. 議長諸般の報告を行います。各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、閉会中の継続審査と継続調査の申出書及び経済建設常任委員長より陳情審査報告書が提出されております。

さらに、決議第3号 閉会中の議員派遣についても、それぞれ後刻、別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

日程第3. 議案第40号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第40号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第40号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月9日にまとめと採決を行いました。執行部からは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金は4,000円引き上げられ、加算金は4,000円引き下げられたが、支給総額はこれまでどおり42万円との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第40号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第40号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、12月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月9日にまとめと採決を行いました。執行部からは、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年度以後の未就学児に係る均等割額の減額等の説明がありました。審査において、未就学児被保険者対象人数と町負担額の確認があり、令和3年12月3日時点で対象人数は504人、町負担額は108万2,550円であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第41号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第41号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号) 審査の経過 本案は、12月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、12月8日に総務部総務課、税務課、企画財政課、民生部保健福祉課、こども課、国保年金課、経済建設部都市整備課、区画下水道課、産業振興課、教育部教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、12月9日にまとめと採決を行いました。審査の中で、主な内容について3点報告いたします。1点目、予算書22ページ、保育所運営事業、県外保育士誘致支援金について、県の補助事業で負担割合は県が9割、町が1割となっており、補正予算可決後、要綱を11月1日にさかのぼり交付予定としている。県外からの問い合わせはハローワークを通して1件と、保育所へ1件あったと説明がありました。2点目、予算書23ページ、予防費について、3回目のワクチン接種のスケジュールは、12月に医療従事者より始まり、3月には2回目接種から8か月経過した高齢者等へ順次通知する。通知が届き次第、予約ができる体制を整えていく。また、まだ1回も接種を受けていない方に対しては、10月に約9,000名へ接種勧奨はがきを送付したと説明がありました。3点目、予算書29、30ページ、管理備品購入費について、児童生徒の増によるもので、人数は南風原小学校32名、津嘉山小学校27名、北丘小学校2名、翔南小学校10名、南星中学校14名である。クラス増の内訳

は、南風原小学校1クラス、津嘉山小学校2クラス、北丘小学校2クラス、翔南小学校1クラスと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第7号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長 玉城 勇君 日程第6. 議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん おはようございます。経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号) 審査の経過 本案は、12月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。12月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日、まとめと採決を行いました。執行部からは、現在下水道に接続している世帯は9,701世帯であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54号 令和3年度南風原町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第8号)

○議長 玉城 勇君 日程第7. 議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第8号) 令和3年度南風原町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,035万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億4,228万6,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第8号)について概要を説明いたしますので、議案第56号資料をお願いいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金について補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ4億7,035万円を追加し、補正後の一般会計予算額は169億4,228万6,000円となります。

内容については、6ページ以降の事項別明細で説明します。では、歳入について説明します。6ページをお願いいたします。14款2項1目民生費国庫補助金4億7,035万円の増は、子育て世帯への臨時特別給付金給

付事業費補助金で、補助率10分の10です。

引き続き歳出について説明します。7ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費4億7,035万円の増は、歳入6ページで説明した子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る18歳以下1人5万円の追加の給付金の計上です。以上が議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第8号)の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 質疑いたします。これは一般会計補正予算(第6号)で可決されていますけれども、同じ内容の給付金のことだと理解しておりますけれども、歳入歳出同額でもちろん計上されていますけれども、この中に占める給付金そのものを対象の方々にお届けするという部分給付金と、それ以外の事務費に分かれると思うんですけども、前回の第6号の数字は見えていないのですが、その事務費に違いが出ているんじゃないかな、と思うんですけども、そのあたりはどのようになっていますか。

○議長 玉城 勇君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。まず、今回の補正予算については、5万円の追加給付の給付費のみとなっております。事務費については、追加分で口座振替の手数料、また、この追加の5万円を追加給付するために、一部システムの変更が生じたので、その分についての変更委託料などが出ておりますが、この分については急いでやる必要がございましたので、予備費のほうを流用して行っております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 今のご答弁は、これは全てお届けする給付金そのものということですよ。事務費は幾らか伴うけれども、それは流用で今補っているということでした。これは議会運営委員会でお聞きしたところ、第6号であった5万円を振り込みますという対象の皆さんへの事前の通知を既に出しているという説明でしたか。その説明のときには、あれも聞いたところ、その金額が変わったので、出し直さないといけないというふうな趣旨のお話があったかと思うんですけども、それと給付する際の金融機関への手数料、これは一回で済むわけですから二度手間にはならないわけですね。逆にまた通知をし直さないといけないということ等ありました。これは流用だから、この金額には入っていないという説明でしたけれども、関連しまするので、そのあたりを含めて、それからシステムの

変更ですか、そういうものがありました。トータルとして、新たに必要となった手数料はどの程度なのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午前10時20分）
再開（午前10時22分）

○議長 玉城 勇君 再開します。こども課長。
○こども課長 儀間博嗣君 お答えいたします。先ほどの答弁、最初に一部訂正して説明いたします。先ほど僕、事務手数料に口座振替手数料が発生するという表現で述べましたが、口座振替手数料はさきの補正予算（第6号）で口座振替手数料がもう既に計上されておりますので、今回追加で5万円を加えて、10万円で振り込むことの口座振替の手数は発生いたしません。今回、予算流用のほうでつかんでいる新たに発生した予算流用分は38万8,000円。内容としては、郵送料とシステム変更分の委託料となっております。ちなみに郵送のほうは、本日付で行う予定です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第56号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから、議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第56号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 意見書第12号 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書

○議長 玉城 勇君 日程第8. 意見書第12号 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第12号。令和3年12月17日。南風原町議会議長玉城 勇殿。提出者 南風原町議会議員 赤嶺奈津江、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、石垣大志、照屋仁士、金城好春、浦崎みゆき、大城 毅。軽石の大量漂流・漂着に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

軽石の大量漂流・漂着に関する意見書 本年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から沖縄県内各地の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。この軽石の漂流・漂着により、漁港においては漁船のエンジントラブルへの懸念から漁に出られない状況が続き、県内漁業への影響が深刻化している。また、港湾においては離島航路をはじめとする船舶の航行に支障を来し、離島住民等への生活に影響が生じている。さらに、ビーチ沿いのホテルやマリレジャーなどでキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出ており、沖縄観光全体のイメージダウンにより今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。加えて、大量の軽石が長期間にわたり海面を覆うことにより藻類や魚類の成長等に影響を及ぼす可能性が指摘されるなど、サンゴ礁や白い砂浜等を含めた本県の貴重な自然環境への深刻な影響が懸念されている。このような状況に対し、影響の長期化を防ぎ、様々な分野において迅速かつ継続的に対応していくための支援が必要であることから、国におかれては下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記 1. 港湾、漁港、海岸、河川等における軽石の被害状況を調査した上で、災害復旧事業への認定を急ぎ、軽石の回収・処理や漂着等防止対策に関する人員及び資機材等の派遣支援並びに財政支援を行うこと。2. 軽石による漁船・船舶の故障、修理及び被害防止策等への財政支援を行うこと。また、漁船保険が適用できるようにすること。3. 軽石による被害や影響を受けた漁業及びマリレジャーなどの観光業等に対し財政支援を行うこと。4. 離島航路の運航停止に伴う影響に対し、離島住民の生活物資の確保や救急搬送体制の強化等の支援策を講じること。5. 船舶の航行及び漁船などの操業の安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、沿岸域から公海にかけて漂流している軽石の回収を行うこと。6. 軽石による水産資源、サンゴ礁の生物、海岸景観、海岸生態系等の自然環境への影響に関する調査を実施するとともに、その保全、

再生に必要な対策に関する財政支援を行うこと。7. 回収した軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的支援を行うこと。8. 市町村が先行して行っている軽石対策に対する財政措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年(2021年)12月17日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣。皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長 玉城 勇君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第12号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって意見書第12号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第12号 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 陳情第36号 マスク着脱に関するポスター掲示の陳情書

○議長 玉城 勇君 日程第9. 陳情第36号 マスク着脱に関するポスター掲示の陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん それでは陳情第36号 マスク着脱に関するポスター掲示の陳情書審査の経過 本件は、12月7日に当委員会に付託されたものであります。12月8日に委員会を開き、関係部署として教育委員会及び担当部長、課長に現状を確認し、審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を

妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 陳情は妥当ということで採択されたということでしたけれども、陳情者の方々は、特に何かの陳情を採択してくださいという陳情で、それに伴って何かの行動をお願いするという内容ではないわけですが、陳情の趣旨は妥当だということで判断された上で、本会議で何かの行動を求めるということはないわけですか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 陳情に関しましては、着脱のポスターを掲示するということですので、学校施設、児童館にポスターを掲示してほしい旨の陳情ですので、それを貼っていただきたいということで関係部署に確認をして、こちらのほうを妥当として採決したものであります。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。そうすると、これは今議場に執行部の皆さんもいらっしゃるわけですから、この陳情が議会として採択された場合には、執行部はそれを受けて、ふさわしい取組をされるだろうということによろしいでしょうか。

○議長 玉城 勇君 赤嶺奈津江経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 赤嶺奈津江さん 委員会のほうでは、掲示をすることを確認しております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

休憩します。

休憩(午前10時34分)

再開(午前10時34分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

これから陳情第36号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第36号 マスク着脱に関するポスター掲示の陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

日程第10. 陳情第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

日程第11. 陳情第19号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書

日程第12. 陳情第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める陳情書

日程第13. 総務民生常任委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長 玉城 勇君 日程第10. 陳情第13号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、日程第11. 陳情第19号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入中止を求める陳情書、日程第12. 陳情第27号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める陳情書、日程第13. 総務民生常任委員会の閉会中の継続調査申出書までの4件を一括議題とします。総務民生常任委員長と経済教育常任委員長から、それぞれの委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査と継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査することに決定しました。

日程第14. 決議第3号 閉会中の議員派遣について

○議長 玉城 勇君 日程第14. 決議第3号 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、議題とします。お諮りします。本定例会において議案及び決議等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時38分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和3年第4回南風原町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

閉会（午前10時39分）